

維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者 の選定に関する報告書

維新百年記念公園指定管理者選定委員会

令和6年（2024年）11月6日

山口県土木建築部長 大江 真弘 様

維新百年記念公園指定管理者選定委員会
委員長 前田 哲男

維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の選定に関する報告書

維新百年記念公園の公園施設に係る指定管理者の公募について、厳正な審査の結果、次のとおり指定管理者候補者を選定したので、維新百年記念公園指定管理者選定委員会設置要綱第2条第3号の規定に基づき報告します。

1 審査方法（概要）

指定管理者の公募に先立ち、審査項目及び配点等審査方法を決定し、応募書類提出後に、応募者の資格要件を確認するとともにヒアリング実施方法や取扱事項を決定し、応募者からヒアリングを行った上で審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

2 選定委員会の開催経緯

第1回 令和6年8月29日（木）

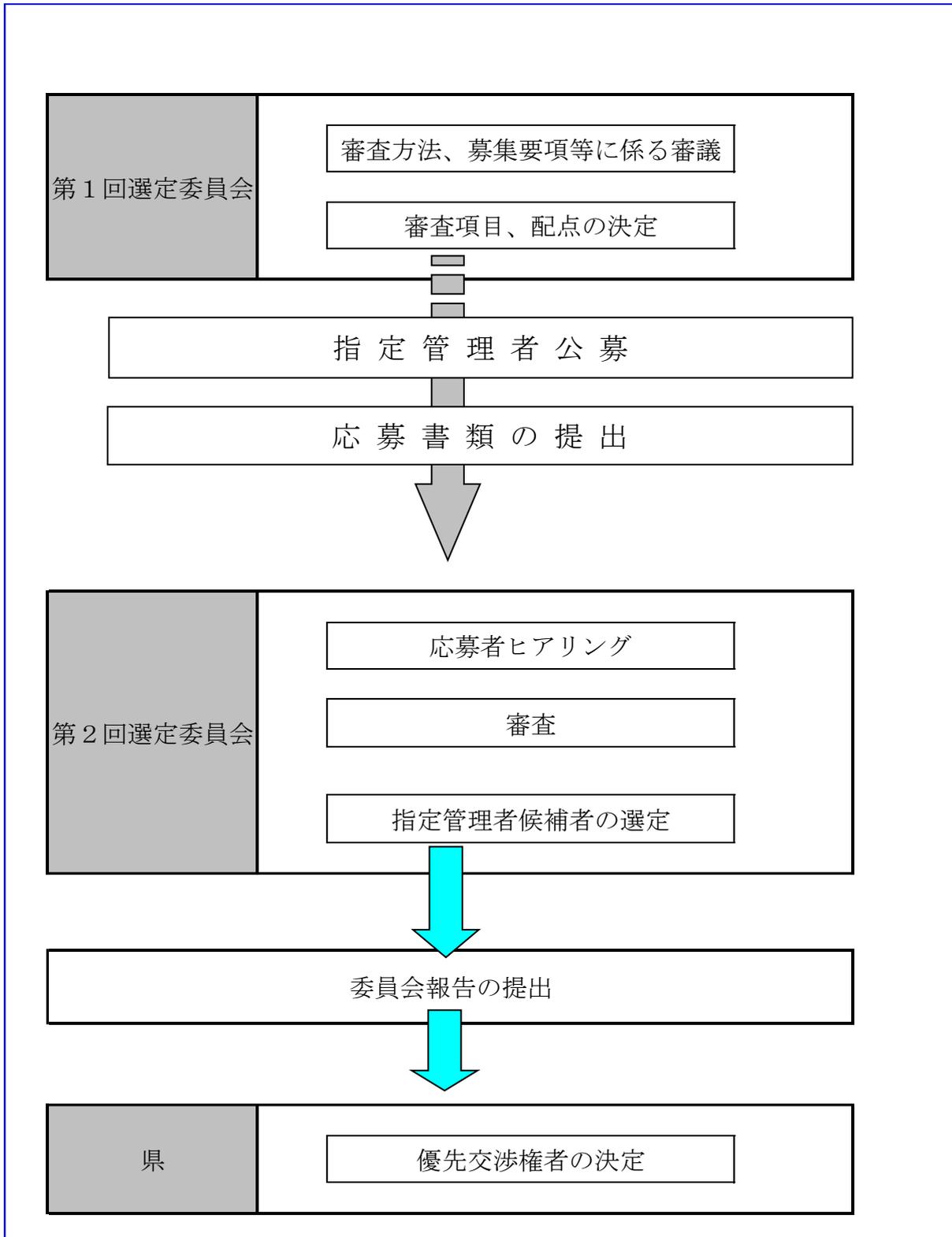
- ・選定委員会委員長の選任
- ・指定管理者選定方法、スケジュール説明
- ・維新百年記念公園の施設概要説明
- ・募集要項、審査項目、配点に係る審議

第2回 令和6年10月30日（水）

- ・公募結果報告
- ・応募者ヒアリング
- ・審査
- ・指定管理者候補者の選定

3 審査の進め方

審査は、次のとおり実施した。



4 審査結果

(1) 応募状況

1 団体から応募があった。

(2) 応募者の資格要件の確認等

応募者の資格要件（主たる事務所を山口県内に有しているか、又は設置する予定であること、法人税、消費税及び山口県税を滞納していないこと等）の適否については、応募書類及び応募書類に添付された官公署の証明書類等の照合等により、事務局において資格要件を確認したところ、資格要件を満たしていた。

(3) 審査

公募開始前に、あらかじめ審査方法について審議し決定した。

① 審査項目及び配点について

山口県立都市公園条例第15条第4項各号に掲げている3点の審査基準（公園施設を利用しようとする者の平等な利用の確保、公園施設の効用発揮・管理に係る経費の縮減、管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎）、条例に掲げた3基準全てに係る総括的な基準（公園利用者の安心・安全確保）及びその他の基準（独自の提案）を基に審査項目を設定した。

配点の設定に当たっては、維新百年記念公園の特性である文化・スポーツの中核施設としての役割を踏まえた上で、効率的・経済的な管理コスト縮減を求めるとともに、公の施設としての効用発揮、利用者の安心・安全確保といった公共サービスの向上に係る提案を重視する方針のもと、審査項目のバランスに留意した。（満点は委員1人当たり1団体につき200点）

なお、条例の審査基準と、公募に当たっての審査項目及び配点の対応関係は、表1のとおりである。

② 審査について

応募者から提出された事業計画書等応募書類及びヒアリングを基に、各委員が評価（採点）し、全委員の評価を集計した後、審査講評等の内容について討議をした。

5 審査講評

講評は次のとおりである。

応募者名	講 評
(一財) 山口県 施設管理財団	維新百年記念公園を管理してきた実績に基づき、安定した運営管理の提案がなされており、管理を任せることに安心感がある。また、行政や周辺地域、団体と連携したサービスの提供に十分期待できることから、指定管理者候補者に選定する。 山口県央部の公園として、他の公園と連携し、県内市町全体を盛り上げていく役割を期待する。

6 山口県立都市公園指定管理者選定委員会

- 委員長 前田 哲男 (公立大学法人山口県立大学名誉教授)
委員 山本 文則 (中小企業診断士)
委員 本多 昭洋 (山口県市町総合事務局長)
委員 阿野 浩二 (山口市都市整備部次長)
委員 仙石 克洋 (山口県土木建築部次長)

審査基準、審査項目及び配点

審査基準	審査項目	配点
事業計画書の内容が、公園施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。 ●山口県立都市公園条例（以下「条例」という。）第15条第4項第1号	○管理運営の基本方針、平等な利用の確保 ・法人（団体）の概要、応募理由 ・公の施設の基本的なあり方に関する考え方 ・維新百年記念公園の管理運営に当たっての基本方針 ・公共サービスの提供についての基本方針 ・平等な利用の確保のための方策	30
事業計画書の内容が、公園施設の効用を十分に発揮するとともに、公園施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。 ●条例第15条第4項第2号	○運営に関する提案 ・運営に当たっての基本方針 ・利用料金額の提案 ・利用促進のための方策 ・利用者ニーズの把握と管理運営へのフィードバック ・苦情対応のための方策	35
	○維持管理に関する提案 ・維持管理に当たっての基本方針 ・維持管理のための方策 ・施設修繕に係る対応	25
	○管理経費の縮減 ・効率的・経済的な管理 ・収支予算書	30
管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。 ●条例第15条第4項第3号	○人的体制及び経済的基礎 ・職員の配置、職務分担 ・職員の研修計画等 ・応募者の経営状況 ・管理実績	50
公園利用者の安心・安全確保 ●条例規定の3基準に係る都市公園の管理に当たっての総括的事項	○公園利用者の安心・安全確保 ・危機管理対応 ・公園利用者の安全確保 ・個人情報の保護	25
その他	○独自の提案	5
合計		200

各応募者の得点

審査基準	審査項目	満点 (配点×5委員)	指定管理者候補者
			(一財) 山口県 施設管理財団
公園施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること	管理運営の基本方針、平等な利用の確保	150	132
公園施設の効用を十分に発揮するとともに、公園施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること	運営に関する提案	175	142
	維持管理に関する提案	125	104
	管理経費の縮減	150	116
管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	人的体制及び経済的基礎	250	197
公園利用者の安心・安全確保	公園利用者の安心・安全確保	125	96
その他	独自の提案	25	18
合計		1,000	805